

お知らせ

～必ずお読みください～

□お問い合わせ先□
岡山市岡山っ子育成局就園管理課
〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号
TEL：(086) 803-1431、1432
(月～金(祝日除く) 8:30～17:15)

☆1 「利用者負担額軽減申出書」の提出が必要です ※以下に該当する世帯の方のみ

≪対象世帯≫ ①ひとり親世帯(事実婚を除く)、②在宅障害児(者)が居る世帯、③生活困窮世帯等市長が認めた世帯

		2・3号認定(保育利用)のみ対象			
階層区分	B階層	C階層1	C階層2	C階層3	C階層4からC階層6の一部(所得割の額が77,101円未満)
軽減後の金額	0円	裏面の負担額表の金額から1,000円を差し引いた額の2分の1の額			裏面の負担額表の()内の額

なお、同一生計のお子さんが2人以上いる世帯の場合は、お子さんの年齢にかかわらず年齢の高い順から第1子と考え、認定を受けたお子さんが第2子以降に当たる場合にはそのお子さんの利用者負担額は0円となります。

【必要な添付書類】ひとり親世帯・・・児童扶養手当証書(写)もしくは、ひとり親医療受給者証(写)
(上記どちらも受給されていない方はお問い合わせください。)

在宅障害児(者)のいる世帯・・・手帳[身体・療育・精神](写)

※申出書の提出は年度ごとに必要です。年度をさかのぼっての申請はできませんのでご注意ください。

☆2 多子軽減の取扱いについて

(1) 教育利用(幼稚園・認定こども園)

小学校3年生以下のお子さんから第1子と数えます。

第2子…裏面の利用者負担額表の()内の金額

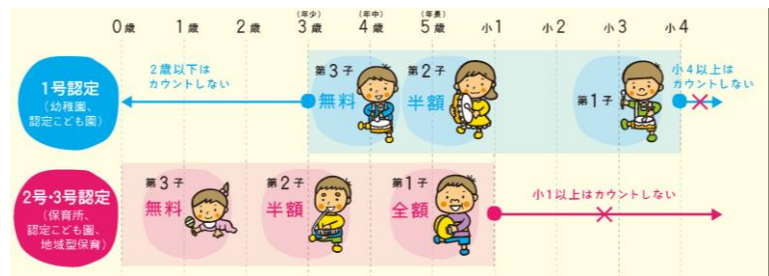
第3子以降…0円

(2) 保育利用(保育園・認定こども園・地域型保育事業)

小学校就学前のお子さんから第1子と数えます。

第2子…裏面の利用者負担額表の()内の金額

第3子以降…0円

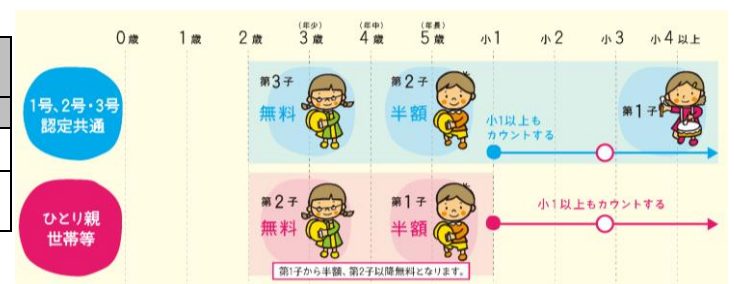


※小学校就学前のお子さんについては、教育又は保育施設等に通っている場合のみカウントの対象となります。(内閣府HPより)

(3) ただし、以下の場合には、お子さんの年齢にかかわらず年齢の高い順から第1子と数えます。

①同一生計のお子さんが2人以上おり、下表の階層区分に該当する世帯

		2・3号認定(保育利用)のみ			
	B階層	C階層1	C階層2	C階層3	C階層4
第2子	裏面の利用者負担額表の()内の金額				
第3子以降	0円				



②同一生計のお子さんが3人以上おり、C階層5からC階層15に該当する世帯

(内閣府HPより)

保育施設等を利用しているお子さんが第3子以降かつ3歳未満児(平成29年3月31日時点での満年齢)の場合は、裏面の利用者負担額表の金額の半額(()内の額も含む))

※1 同一世帯に、教育または保育施設等に通うお子さんのほかに、私立幼稚園(あけぼの幼稚園除く)に通園または児童発達支援等を利用しているお子さんがいる場合は、申出書が必要となることがあります。詳しくはお問い合わせください。

※2 同一生計のお子さんで住民票が別になっている場合は、「別世帯で同一生計の子どもに関する申告書」を提出してください。

(裏面に続きます)

平成29年度利用者負担額表

(単位：円)

階層区分	1号認定 (授業料/利用料)		2号・3号認定(保育料/利用料)							
	市町村民税 課税額		市町村民税 課税額	保育標準時間			保育短時間			
				3歳 未満児	3歳児	4歳 以上児	3歳 未満児	3歳児	4歳 以上児	
A(生活保護受給世帯等)	0			0	0	0	0	0	0	
B(市町村民税非課税世帯(※))	3,000 (1,500)			4,000 (2,000)	3,500 (1,750)	3,500 (1,750)	4,000 (2,000)	3,500 (1,750)	3,500 (1,750)	
C (市町村民税課 税世帯)	1	所得割額 77,100円以下	6,300 (3,150)	均等割のみ 課税	9,000 (4,500)	7,000 (3,500)	7,000 (3,500)	8,800 (4,400)	6,800 (3,400)	6,800 (3,400)
	2	所得割額 211,200円以下	7,300 (3,650)	所得割額 10,800円未満	10,000 (5,000)	8,000 (4,000)	8,000 (4,000)	9,800 (4,900)	7,800 (3,900)	7,800 (3,900)
	3	所得割額 211,201円以上	8,300 (4,150)	48,600円未満	12,000 (6,000)	10,000 (5,000)	10,000 (5,000)	11,700 (5,850)	9,800 (4,900)	9,800 (4,900)
	4			57,700円未満	14,000 (7,000)	12,000 (6,000)	12,000 (6,000)	13,700 (6,850)	11,700 (5,850)	11,700 (5,850)
	5			65,000円未満	16,000 (8,000)	14,000 (7,000)	14,000 (7,000)	15,600 (7,800)	13,700 (6,850)	13,700 (6,850)
	6			77,101円未満						
	7			81,000円未満	20,000 (10,000)	18,000 (9,000)	18,000 (9,000)	19,500 (9,750)	17,600 (8,800)	17,600 (8,800)
	8			97,000円未満	24,000 (12,000)	22,000 (11,000)	22,000 (11,000)	23,500 (11,750)	21,500 (10,750)	21,500 (10,750)
	9			121,000円未満	28,000 (14,000)	25,000 (12,500)	24,000 (12,000)	27,400 (13,700)	24,500 (12,250)	23,500 (11,750)
	10			145,000円未満	32,000 (16,000)	28,000 (14,000)	26,000 (13,000)	31,300 (15,650)	27,400 (13,700)	25,500 (12,750)
	11			169,000円未満	36,000 (18,000)	31,000 (15,500)	27,000 (13,500)	35,300 (17,650)	30,400 (15,200)	26,500 (13,250)
	12			199,000円未満	40,000 (20,000)	33,000 (16,500)	28,000 (14,000)	39,200 (19,600)	32,300 (16,150)	27,400 (13,700)
	13			229,000円未満	43,000 (21,500)	34,500 (17,250)	29,000 (14,500)	42,200 (21,100)	33,800 (16,900)	28,400 (14,200)
	14			301,000円未満	45,700 (22,850)	35,900 (17,950)	29,900 (14,950)	44,900 (22,450)	35,200 (17,600)	29,300 (14,650)
	15			397,000円未満	48,000 (24,000)	37,500 (18,750)	31,200 (15,600)	47,100 (23,550)	36,800 (18,400)	30,600 (15,300)
			397,000円以上	55,700 (27,850)	37,500 (18,750)	31,200 (15,600)	54,700 (27,350)	36,800 (18,400)	30,600 (15,300)	

表面☆1の
軽減対象

※ 1号認定は市町村民税均等割のみの課税世帯を含む

◎ 利用者負担額は、前期分(平成29年4月から8月分)は平成28年度市町村民税の課税状況、後期分(平成29年9月～平成30年3月分)は平成29年度市町村民税の課税状況が基礎となります。年齢は年度初日の前日(3月31日)の満年齢を基準としますが、年度の途中で年齢が変わっても、利用者負担額表における年齢区分は変わりません。

◎ 2号認定を受けた方で、幼稚園を利用される場合の利用者負担額は、1号認定の表を適用します。

◎ 利用者負担額の算定基礎である市町村民税所得割額は、住宅借入金等特別控除、配当控除、外国税額控除、地方公共団体への寄附金控除、配当割額控除、株式等譲渡所得割額控除の適用を受ける前の額となります。

